

教育現場における著作権

大学等の教育機関において、教材として著作物を利用する場面が多いことから、2月のLTセミナーでも教育現場における著作権のあり方をテーマとして取り上げました。

著作権法では、授業の教材として使用するために著作者の許諾を得ずに利用することが認められています。これを権利制限規定と呼びます。

第35条第1項では、授業で使用する著作物を、権利者の利益を不当に害することのない範囲内であれば著作者の許諾なく複製してよいとしていますので、教室での授業内において紙媒体で著作物の一部を複製して配布することに関しては、著作者の許諾は必要ありません。

しかし、昨今では教室での授業における配布資料だけでなく、LMS等への教材の掲載の機会が増えています。その背景には、授業時間外の学習を重視する流れや反転授業のような授業の形態が普及してきたことが挙げられます。また、通信課程の学部・大学院で、書籍やプリントを教材とするだけでなく、LMSやビデオを用いた授業形態をとる場合もあります。第35条第2項では、教育機関における公衆送信を認めていますが、その適用範囲がリアルタイムで行なう授業に限られており、著作者の許諾を得ずにサーバーに蓄積したり、LMSに掲載することは認められていません。学生がインターネットを通じていつでもどこでも受講可能な状況では、ID・パスワード等でアクセス制限がされているか否かに関わりなく、たとえ教育機関における授業であっても、第35条第1項による著作物の複製の利用、第35条第2項による公衆送信のいずれも認められていません（著作者の許諾が必要

です）。詳細は、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン^[1]をご参照ください。

◇ ◇ ◇

昨年、2017年は著作権法の一部を改正する動きがありました。文化庁が新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方や教育の情報化の推進等について検討し、その中間まとめに対するパブリックコメントが募集されました。2018年2月現在、国会には著作権法の一部を改正する法律案が提出されています^[2]。法改正の内容の一部には、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備があります。

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備として、学校等の授業や予習・復習用に教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為について、許諾なく行なえるようにすることが盛り込まれました。現在は、利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払いが必要ですが、改正法により、補償金を支払うことで権利者の許諾が不要となる見込みです。

著作権法の改正は、デジタル・ネットワーク技術の進展により新たに生まれる著作物の利用ニーズに対応して著作物を円滑に利用する方向となっています。学修と教育の場における情報通信技術（ICT）を活用した教材の配信は、さらに重要なものとなると思われます。大学の教員一人一人が著作権を理解し、著作権法を遵守して教育を行っていくことが重要ですので、今後もセミナー等の機会に理解を深めていただければと思います。

・参考URL

^[1]著作権法第35条ガイドライン（2018年3月2日アクセス）

http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf

^[2]文部科学省 著作権法の一部を改正する法律案（2018年3月2日アクセス）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1401718.htm

LMS活用事例レポート

授業支援ボックス(紙文書一括登録システム)の活用例



今回は、理工学部総合基礎科目の石川朝子先生に、授業支援ボックスについてのお話を伺います。

LT どのように使っているのでしょうか。

石川先生 学生に授業で書かせるワーク

シートと、授業で考えたことの振り返りを言語化させる課題で使っています。担当している授業がキャリア科目¹⁾なので、色々なワークを通して将来について考えさせています。それを、就職活動で自己PRをしたり志望動機を書いたり他者に伝えるときに使える材料を書き溜めていく、ポートフォリオ的なものを作るために、授業支援ボックスを使っています。Wordで書かせてLMSで提出させてもいいのですが、マインドマップを書かせたりすることもありませんので、手書きがいいと思っています。

LT 以前からもやっていたのでしょうか。

石川先生 今まではレポート用紙などを配って書かせていましたので、やっていることに変わりはないです²⁾。以前は書かせたものにコメントを入れて、次の授業までに学科別や学籍番号順に並び替えて、授業の最初に返却をしていました。それから、学生が書いたものについて解説するということが変わっていません。授業支援ボックスを使うようになってからは、スキャンした瞬間に学生が(コメント入りのワークシートを) LMSで見られるようになってるので、授業前に学生が見ることもできますし、授業の最初に返却をする時間がなくなりました。(ス

マートフォン等で学生に) 出席登録をさせているので、LMSもチェックしてみてくださいと声かけをする形になりました。もうひとつ、以前は紙をなくしてしまう学生がいたので、それがなくなったのは大きいと思っています。

LT 学生の反応はどうか。

石川先生 (LMSで見るほうが) 良くなったとも、紙で返却してもらったほうがいいとも聞いていません。私が直接聞いていないからかもしれませんが、LMSを使うことは、彼らにとっては当たり前なのではないでしょうか。点数はつけていないので、成績表には0が入っています。成績表の名前を「ポートフォリオ」にして、学生に意図を感じ取ってもらうことを期待しています。

LT 今後はどのようなことをお考えでしょうか。

石川先生 今年の最後の授業では、(これまでのワークシートを見返して) 今までの学びや気付きを書かせることを考えています。これまでは解説のために、授業毎に返さないといけなかったのですが、最終回に全部持ってこいというのは不可能ですよ。なくしてしまいますし。さらに、1年生、2年生で似たようなワークをさせても書くことは違ってきますので、3年生になった時にもう1回振り返りをさせることができれば、積み上げという点で有効です。今後はそのような授業計画も考えています。また、キャリア科目は主担当の私ともう1人のキャリアカウンセラーの方で受け持っていますので、学生が書いたものを共有したり、学生の状況をしっかり把握できるようになるかもしれません。

LT 確かに、電子化が可能にすることですね。ありがとうございました。

¹⁾石川先生は、理工学部1・2年生を対象として学科毎に開講されているキャリアデザイン(2018年度からは2年生対象)と、理工学部全学科と経済学部地域経済学科の3年生を対象としたキャリアプランニングの授業を担当されています。

²⁾授業支援ボックスでは、Wordで作成された専用フォームを印刷した紙に書かれた文書を取り込みます。

LMS Tips

- ◆ LMSの説明を隠して画面を広く使う
- ◆ 授業支援ボックス

※上記のTipsをクリックすると詳細が開きます

Tipsは帝京大学LMSサポートサイトからご覧いただけます。(<http://www.LT-Lab.teikyo-u.ac.jp/lms-ss/>)

編集後記

3月も後半となり、暖かい日が続くと突然の寒い日、皆さんは体調を崩したりしていませんか。自宅の桜が2、3輪花を咲かせ、なんとなくウキウキした気分になりましたが、寒い日があると小さい木なので大丈夫?と心配になってしまいます。大学の桜も蕾が膨らみだし、新入生を迎えるころには満開になるのかなと思ひ、ちょっとしたウキウキを延長させる今日この頃です。(渡部)

